

第23回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成22年4月16日（金）

午前10時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 きょうの会議につきましては、3月末の段階で、すべて原案に近いものは確認をさせていただきました。その後、法制執務室とコンサルをお願いしておりますぎょうせいさんのほうで、内容、内容というよりも表現等が条例として適切なのか、不適切な部分があれば確認をしてほしいということで、依頼をしております。昨日法制執務室のほうから一部上がってきて、きょうまた朝、ぎょうせいさんのほうから一部上がってきましたので、多分お手元の内容とまた若干変更もありますが、一応法的に変更をかけたほうがいいたろうとか、表現上こうしたほうがいいのではないかというふうな指摘がありますので、その御説明をさせていただいて、もう若干調整がありそうですけど、ほぼそれをもって議会基本条例案ということにさせていただきたいというふうに考えております。ですから、改めて新旧対照表をつけてございますので、また説明をいたさせながら御確認のほう、お願いしたいと思います。

それでは、事項書によりまして会議を始めさせていただきます。

まず、第22回の特別委員会の議事概要及び決定事項の確認について、事務局長より報告をいたさせます。

事務局長、お願いします。

【浦野事務局長】 それでは、22回の検討委員会における決定事項、まず1番目として、基本条例原案第4条（議会運営の原則について）、第4条第1項の条文末尾「果たさなければならない。」を「努めなければならない。」に改め訂正案を原案とする。

（2）第8条（市民の議会への参画）、第8条見出しの（市民の議会への参画）を（市民の参画）に改め、第9条（広報広聴機能の充実）と統合して新しく第8条として、訂正案を原案とする。

（3）第11条（法第96条第2項の議決事件）、第11条の見出し（法第96条第2

項の議決事件)を(議会の議決事件)に改め、訂正案を原案とする。

(4)第14条(反問権)について、条例の見出しを(議会及び議員と市長等の関係)に改め、第1項で、本会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにすることを記載、第2項で、議長及び委員長の許可を得て市長等は議員に反問することができるに改め、この条文を第10条とする。また、原案の第10条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、訂正案を原案とする。

(5)この内容を原案とする。

ということでございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長より報告がありましたとおり、第22回で少し調整をかけて、皆さんの御同意を得て原案ということにさせていただきます。

決定事項についてはよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それから、次の項で、委員の皆様のように、逐条解説について内容等不明な点、また少しわかりにくい点、また変更したらどうだというふうなことで御意見があればということをお願いをいたしました。お手元に、若干条の内容も入ってはおりますが、前文を含めて7条の部分に少し御意見をちょうだいいたしましたので、その考え方や対応について、事務局のほうから御意見の内容と考え方、対応について御報告をいたさせます。

事務局長。

【浦野事務局長】 それでは、意見に対する対応ということで、まず、前文「市民の目線に立った」の「目線」という言い方は最近よく使われているが、条文の使い方としてふさわしいのかということなんですけれども、法制執務のほうからは、特にこの「目線」について指摘は受けていないところでございますけれども、ぎょうせいさんのほうより特に問題ないということでございます。

次、第4条の第7項「議員相互間の討議」については、その方法等については、第9条第5項のように別に定めるといふ条文が必要ではないかということなんですけれども、これは、第4条は議会運営の原則論が記載されているので、必要はないということ解釈しております。

次、第5条の解説の中段あたりに「議員相互間の討論……合意形成をすることや」という文があるわけなんですけれども、この規定は第5条にはなく、第15条で規定されている。第5条の解説に入れるのであれば第15条に規定があることを明記したほうがいいの

ではないかということなんですけれども、これは解説全体を変更するということでございます。そのように変更させていただきます。

それから、第6条の解説で「1人会派」について記述があるが、正確なものではない。書くのであれば政務調査費条例上の会派は「2人以下の場合も含む」とされ、「1人会派でも公布される……」とするべきでは。それと、中段の「規模が大きく、また、委員会制度を中心に運営される議会においては」は、亀山市の範疇が明確でなくわかりづらいため削除したほうが良いということなんですけれども、政務調査費の交付に関する条例の改正をいたします。「1人会派」ということで、「2人以下の場合も含む」というこの文を改正させていただきます。それから、解説の最後で「現在は……」のところを削除するをいたします。それから、亀山市のことではなく、規模が大きい議会であれば会派や委員会が置かれ運営されているという一般的なことを言っており、このまま記載をさせていただきます。

第9条第5項は削除したほうが良い。かえって隠密感を醸す。例えば第5章、議員間の自由討議においても具体的な場に関する補足もなく、この項においてもあえて加える必要があるのかということなんですけれども、これはまた変えさせていただいておりますので、委員長のほうから、説明をさせていただきます。

それから、解説のほうで「事後報告的な情報のみならず……有効に広報機能を活用していくよう努めることとなります。」は実態的にはどんな広報方法が見えてこないということなんですけれども、これらの方向性としての市政課題や議員間討議をされた状況など、いろいろな場面で市民に報告していくことも必要になってくるなど、事後だけでなく事前の広報活動も重要との観点から記載をしたということでございます。

それから、第16条の下段に「公認会計士によるチェック……」ということがありますが、政務調査費の関係なんですけれども、これは削除させていただきます。

それから、第19条の解説で、上段に「報酬とは……解釈されかねない」とあるが必要ない。下段から次ページに「議員報酬の日当制」についての記述があるが不要であるということで、この部分についても削除させていただきます。

以上です。

【竹井委員長】 今の、事務局長から事務局としての考え方を報告いたさせました。

1点、旧のほうになりますが、第9条の5項については、19回の委員会で相当議論を行いまして、こういう形で市民との懇談会の対応ということでさまざま議論をした結果、この4、5項、2つをもって1つの形をつくりました。ただ、この後3のほうで、法制執

務室の審査のところでは御説明をいたさせますが、こういうそれぞれこのような場を設けるという表現のものについては、条文に入れるよりも、委任規定というのを1個つくってそちらで別に押さえるほうが条文としてはいいのではないかというふうな指摘もいただいておりますので、いろいろ議論した上でここに置いたんですけど、法制執務のほうからそういう御指摘があるので、この後、この部分についてはその委任というほうの規定に持っていくということで御説明をさせていただきますので、要は削除になると。削除し新たに別のところにこういういろんな場を設けるというのを1個起こしたほうがいいたろうというふうな意見がございましたので、そういうふうに変更させていただきます。

それから、6条の説明がわかりづらかったものですから、「規模が大きく……」というところで、いろいろこれも議論したんですけど、会派とか委員会がある議会はやはり規模が大きいという解釈にしておこうというふうなことにいたします。ですから、絶対値として大きい小さいではなくて、委員会とか会派制がないとかそういうところを小さな議会、会派制がある、それから常任委員会制度をとっているというところを、規模の大きいというふうな表現で解釈をしようということでさせていただきましたので、そういう意味では、絶対値ではなくて相対として委員会、会派がある議会とない議会をとらえている表現に御理解をお願いいたします。

それから、5条については、全体を変更しておりますので、これはまた後で御説明をさせていただきます。

一応いただいた御意見に対しては、そのような事務局としての見解を取りまとめましたので、御確認のほうをお願いいたしますというふうに思います。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。

それでは、一番、これから重要な議題になっていますが、法制執務室とぎょうせいのほうに依頼をして、この条例が条文としてうまく表現されているのか、文字の使い方、表現等は問題ないのかということでチェックをお願いいたしました。ようやくけさ、さっきまでかかって大体御指摘の部分の整理ができましたので、事務局からお手元のこの新旧対照表という言葉にはなっております。この表ですね。これをもって、事務局長から説明をいたさせますので、よろしくをお願いをしたいと思います。それでは。

事務局長。

【浦野事務局長】 それでは、新旧対照表を見ていただきまして、左側が旧というか法制に見てもらう前の条例文です。右側が見直した後の条例になっておりますのでよろしくお願ひいたします。

まず、目次のところで、第3章「議会と市民の関係」ということになっておりましたのを「市民と議会の関係」に直させていただきます。というのは、市民が優先ということで、他市のほうでもこういった市民が先にきておりますので、「市民と議会の関係」に改めさせていただきます。

それから、第9章「最高規範性」、「見直しの手続」も一緒に第9章にひっつけた形でさせていただきます。

それから、第10章に、今委員長が申し上げました「委任」規定を設けております。

それでは、前文のところに入らせていただきます。

この中で、「亀山市民」という旧条文では入っていたんですけども、市長も市議会議員も同じく選挙で選ばれたということで、市民から選ばれたのは当然でございますので、市民という言葉削除しております。

次、めくっていただきまして、ここで旧文面のちょうど下線が引いてあるところなんですけれども、「常に改革を推進する議会の実現を誓い」ということがあって、その前に、「議会と市長のそれぞれの関係を示し、公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会の実現を誓い」と、し、しと前に規定になっておりますので、誓いだと収束しないということを法制のほうから言われまして、誓いを取らせていただいて、右側に書いてあります赤字のところ「新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会、常に改革を推進する議会を実現するため、ここに『亀山市議会基本条例』を制定する。」というふうに改めさせていただきました。

それから、第2条の（基本方針）の中で、1項の「市長等」、その前に「政策決定の前に」どこの政策決定なのかということでございますので「市の政策決定」ということで「市の」言葉を入れております。それから、「市長等」は組織をさすということで、その他の執行機関もございまして、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会等もございまして、「その他の執行機関」というふうに「市長等」のところを訂正させていただきました。

それから、第2章に移ります。

第4条の「透明性及び信頼性を確保し、」を「確保することにより、」という言葉で直させていただきます。

それから、2項で、これも「市長等」となっておりますけれども「市長その他の執行機関の事務の執行について」ということで、「市長等」をこういった言葉に改めております。

それから、3項の「市政に反映させることができる」を「市政に反映できるよう」に改めております。

それから、5項の「本会議及び委員会においては」というふうになっているんですけれども、主語がないということで「議会は、本会議並びに」、ここで委員会の定義を一気にとつたということで「並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）」に定義づけております。

6項も「委員会は」という、「常任委員会及び特別委員会」を「委員会」にしております。

次、第5条、見出しの（議員の役割・責務・権限等）となっておりますわけなんですけれども、この第5条で議員の権限等に該当する条文がないということで権限を削除しまして、（議員の役割・責務等）としております。

それから、3項の、次のページでございますけれども、「議会は特定の地域、団体及び個人の代表ではなく、市民全体の福利の向上」となっておりますけれども、「代表ではなく」という要素と「市民全体の福利の向上」がつかないということで、右側に「個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。」というふうに改めております。

続きまして、第3章、先ほど申し上げました「議会と市民の関係」を「市民と議会の関係」、これ、訂正しておりませんが、「市民と議会の関係」に訂正をお願いしたいと思います。

第3項で、下線の部分でございますが、「並びに常任委員会云々」というところを、もうさきで定義づけておりますので「委員会においては」という言葉に置きかえております。それから、最後のほうの「専門的または政策的見識等」の前に「市民の」という言葉を入れております。

第6項、これは「議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場」ということなんですけれども、これは、場とうたえばどこかにうたわんならんとということなんですけれども、これは委任事項ということで、第24条、一番最後に追加したということで、第6項は削除しております。

次、第4章、議会と市長の関係の中で、第1項の「論点及び争点を明確になければならない」を「明確にして行わなければならない」というふうに改めております。

次のページ、第11条に行きまして、（議会の議決事件）でございますけれども、これは、もう一つの本則の「法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画」をまとめた文面として変えておりますので、内容は変えてございません。

それから、第12条の（行政の監視・評価）の部分の「市長等」、これも先ほどからの「市長及びその他の執行機関の事務」というふうにして訂正しております。

次の13条の中で、左側は「議会は、議会の条例の制定及び改廃」というふうを書いてございますけれども、条例の制定といえば一部改正や改廃も含まれた言葉ということで、「及び改廃」を削除しております。それから、「市長等」につきましては「市長その他の執行機関」というふうに改めております。

第5章、議員間の自由討議と14条の見出しも、これ、一緒のタイトルになっておりますので、これもぎょうせいさんから同じタイトルの場合は削除できるということで、お聞きしました。ここに書いてございますけれども、これは削除をしたいと思います。

それから、第6章第15条の第3項、政務調査費の関係で、「積極的に公表しなければならない」を「公開しなければならない」に改めております。

次、第7章、議員の政治倫理、身分及び待遇と書いてあるんですけども、この身分及び待遇につきましては、いわゆる下の定数とか報酬の関係を指すということで、第7章の「身分及び待遇」を「定数及び報酬等」に改めていただきたいと思います。

それと、第16条の中に、旧の文面では政治倫理の部分で今要綱がございまして、これを条例が下位の告示に基づく規定を置くことは難しいというようなことでございますので、この部分を削除いたしまして、右側にございます「常に良心と倫理性をもって努めなければならない。」ということで、これも委任の範囲に入るとございまして、要綱の部分は削除させていただきました。

次、17条の議員定数でございまして、左側では「条例で定めるものとする。」ということがございまして、あえて今告示された平成17年1月11日からという旨の告示文書があるんですけども、これは条例とみなす告示があるということで、もう第1項部分は削除させていただきました。

それから、第3項の一番最後の下線の部分ですけれども「比較検討するもの」を「検討して定めるものとする」に改めております。

それから、第18条（議員報酬）となっているんですけども、これも（議員の報酬）というふうな「の」を入れたほうが良いということでございます。

それから、第18条の第1項、議員報酬の条例が書いてございますけれども、これもあえてこの基本条例の中にうたわずに、この1項、2項を続けた文面で「定め、議員報酬の改正を提案するに当たっては」という続き文にさせていただきます。また、きちっと整理したものをお配りさせていただきます。

次、第8章、裏面でございます。議会改革及び体制整備ということで、見出しが（継続的な議会改革の推進）になっておりますけれども、（議会改革推進会議）という形で、見出しの部分を変えております。それから、「推進会議を設置する。」を「会議を置く。」というふうに改めております。

それから、第20条のところ（議会事務局の体制整備）事務局の設置条例がありますので、「条例に定める議会事務局は」という言い回しにこれも変えさせていただきたいと思っております。また、訂正させていただきたいと思っております。

次の21条も、図書室の条文もでございますので、「条例に基づき」というようなことにならうたわせていただきたいと思います。

それから、第9章と第10章のその「最高規範性」及び左側の「条例の検証及び見直し手続」を9章にまとめた形で22条と23条に9章でうたっていきたいと思っておりますので、変えさせていただきました。

それで、23条の関係の「その検証の結果並びに法の改正」を「その検証の結果及び法令の改正等」に改めております。

それから、最後の第10章で委任規定を設けております。

以上でございます。

【竹井委員長】　きのうと朝の調整でやりましたので、少し間に合わない部分もございますが、大体的には法制執務室の意見をまず尊重しようということにさせていただきました。若干こちらの意見もあるんですが、やはり一番プロのところですので、そのまず意見を尊重しようということで大枠変えさせていただきました。

それと、もう一点、議論で朝までこれもちょうと整理がつかなかったのが、2条の「市長等」という定義の考え方がありまして、よその市の条例の場合はずーっと後ろのほうにしか「市長等」というのが出てきません。亀山の場合は基本方針の中に「市長等」ということを入れました。その結果、よその市でいう「市長等」という定義と我々がいう「市長

等」という定義が少しずれがあるようなことに気づき出してきたと。三重県の基本方針には「知事等」というふうに書いてあるので、この条文も「市長等」というふうに入れたわけですけれども、後ろのほうにも「市長等」と出てくるということで、法制執務のほうでは今局長からも説明をいたさせましたが、2条における「市長等」というのは、こういうような機関のことを指すんだということになりましたので、あえて「市長その他の執行機関」というふうに明記をしました。これはぎょうせいさんのほうも同じような、「市長等」の定義としてはそういうお考えでしたので、これでいこうと。

ところが、9条を見ていただきますと、ここは「市長等」となっております。ここによその市の場合は表現がありまして、例えば伊賀市ですと「市長等執行機関及び職員」というふうに書いてそれを「市長等」と呼んでおります。それを入れようかという話もしていたんですけれども、特に法制のほうから何も言ってきていないので、ここで言う「市長等」というのはあくまでも人のことを指すと。要するに、質疑応答は機関としては質疑応答はありません、あくまでも人の質疑応答ですので、ここで言う「市長等」というのは人を指すんだということで、さっき調整をとりました。逐条解説までは間に合っていないんですが、ですから使い分けをしたということで、まずこの確認をお願いしたいというふうに思います。それが「市長等」というところです。

それと、委員会については、この4条のところで、法制としてはもう定義をしてしまうと。要するに委員会とはここですよというふうになりました。ですから、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、これが設置の対象ですので、これをもって委員会と表現をすると。ただし、その6のほうが、従来原案では常任委員会及び特別委員会しかここは決めていなかったということですので、議会運営委員会も一緒に設置目的に応じた機能が十分発揮できる委員会の運営を努めなさいということで、これは議会運営委員会も逆にここには追加になってきたということですが、そこで委員会ということを全部整理するというようにさせていただきました。

それから、もう一つ、随分議論をさせていただいた内容は、8条の3のところでございまして、参考人制度及び公聴会制度を十分活用し、従来は専門的また政策的見識等を議会の討議に反映させるということで、余りにもこの文章に市民という言葉が多いというところで、これで十分市民はという言葉は伝わるのではないかというふうな議論をさせていただいて原案としてオーケーをいただいたんですが、法制のほうの見解は、（市民の参画）というタイトルがあるのに3についてその表現がないと。もともとそこは市民のというの

が入れてあったんですけど、あえていろいろ議論の上取ったんですけど、やはりこれも法制執務のほうの意見を尊重して、本当の素案のところはこれ、市民と入っていましたけど、また戻させていただきました。そうしないとどうもタイトルと実際の条項が合わないというふうな見解でありましたので、ここについてはいろいろ議論があって削除した部分なんですけど、結局またもとへ戻させていただきました。

それと、政治倫理につきましては、今議長のほうから諮問を受けて条例制定できないかという動きをとっておりますが、この後、これで原案確認、本当の原案になりますので確認していただきますと、4月20日の全員協議会で内容の説明をしたいと考えております。賛否はとれませんので、この内容でやらせてほしいというふうなことになりますが、上程していいという判断をいただければ、4月30日にパブリックコメントの手続に入ります。ですから、それまでには倫理条例についてもまだちょっと間に合わないということもございますので、16条のところについては条例の設置が今のところ6月目途とは聞いておりますが、4月30日段階では間に合いませんので、ここは削除をさせていただきました。

それから、議員定数の条例についても、なかなかこれも難しいだろうと、条例化をしていくということは、つい先日賛否の議論があったところでありますので、何名でこれを出すのかということになるとまたこれも大変な議論になるということで、あえてここについても告示でうたっておりますが、法制のほうは告示でも条例扱いできるというふうなことも見解もいただいておりますけど、やはり前回の条例制定の議会の議論した後でありますので、あえてここも条例提出については抜いた格好で書かせていただきました。

それでありますので、16、17につきましては、条例制定ができればすぐにこの条例改正をしてここに入れ込むということで、議長のほうとは確認をとっておりますので、仮に6月上程し、議員の承認をいただければ9月1日からの施行というふうに考えておりますので、例えば9月のときに追記した改正をするのか、その後改正をするのかと、こうなりますが、そんなような手続でお願いをしたいのと、どうしてもパブリックコメントの内容とずらすわけにはいかないだろうと、今確認をしてもらって、パブリックコメントで出した内容と現実に上程する内容とずれがあっていいのかどうか、その確認をとっておりますので、やはり同じものである必要があるということであれば、だろうということではできませんので、こういう形で若干後ろ向きにはなりましたが、条文については書かせていただきました。

それから、最高規範性のところも、実は法制のほうからは、9の最高規範性だけをうた

うともっと前のほうに書くべきではないのかと。言われてみれば、そうかなと。要するに、この条例の持つ最高の価値というのは最高規範性ですので、それを例えば2条、3条ぐらいのところうたうべきではないのかと。正しい指摘かなと、こう思いましたが、ただ最高規範性とは言うものの、よその市の例を見てもほとんど後ろのほうにそれはしてありましたので、ほとんど見直し手続と最高規範性をセットにしてよその市が多くつくってございましたので、9章、10章を1本のものにして、若干トーンダウンにはなりますが、後ろのほうに第9章として最高規範性及び見直し手続という章を起こして、そこに最高規範性を入れると。従来の考え方で行こうということでした。そうしないと、最高規範性を頭に持っていかなきゃならないということになりますので、よその市のパターンに合わせさせていただきました。ここは、法制執務のいうのが多分正しいと思います。最高規範性はやっぱり頭に来ないと条例としておかしいですね、この条例が一番トップなのにおしりにあるというのは。ただ、よその市の例を少し参考にしながら、よその市と同じようなスタイルをとらせていただきました。あと、委任規定ということで、先ほど御意見をちょうだいした部分でございますが、それは、御意見があったということもありますけれども、さまざまな議論をもってそこに入れたんですけど、委任規定のほうがいいだろうという法制執務の意見を尊重して、ここに委任規定というものを1個入れて調整をさせていただきました。

一応、文章の整理だとか用語の定義だとか、そういうものを見直していただきまして、ぎょうせいさん、けさいろいろまた御指摘を受けましたので、若干その部分調整も入りましますけれども、きょう今事務局長からお示しをしたこの内容を調整後の原案と、法的な文章の流れとか整理が要りますので、わかりよくなった部分、それから我々自身の定義が明確になった部分、大分出てきましたので、この内容で最終的な確認をしていただきたい。今の説明で、不明な点等ございましたら、また御意見がございましたら、まずちょうだいをいたしたいというふうに思います。

伊藤委員、どうぞ。

【伊藤委員】 済みません。ちょっとおくれて来まして申しわけないです。

ちょっとささいなことなんですけど、委員会の規定が、常任委員会、特別委員会、議運、ありましたけど、政治倫理委員会は、あれは特別委員会でしたっけ。

【竹井委員長】 じゃないですね。3つやね、条例でうたったのは。

局長。

【浦野事務局長】 委員会条例の中では、3つの常任委員会、それから議会運営委員会、特別委員会を置くということになっているんですけども、特別委員会としての議決事項となっておりますので。政治倫理のほうはなっておりません。

【竹井委員長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 特別委員会と同じような。

【竹井委員長】 局長。

【浦野事務局長】 特別委員会は、議会の議決をもって設置されるということで。目的を持って調査研究するための委員会、特別委員会ですね。

【竹井委員長】 私から説明させていただきます。

特別委員会は2つあって、使い分けしているというか、任意の委員会があります。これは、本会議で議決しておりませんので、勝手に議会で作っているという、これは以前結構ありました。今は、基本的に特別委員会は議決をして正式に設置をするということですので、今は特別委員会は2つですか、このあり方と公営企業という2つだけしかありません。政治倫理のほうは委員会と称しても、本会議で設置の議決をしていないので特別委員会にならないということですね。正式な委員会ではないということ、要するに予算化の問題とかさまざま、それから権限の問題があって、以前ですと任意でやっていたのは、公害調査特別委員会とかリニア何とか委員会とかそういうのはありましたけど、全部任意で運営しておりまして、そういうものはだからこの条例には扱えないという。昇格させれば、この条例で言う委員会に入ってくるという、ちょっと2種類で使い分けしているということですね。政治倫理は、だから任意のほうに入っているという意味です。

いいですか。

【伊藤委員】 要はその政治倫理委員会をここでいう委員会に入れるのかどうかというふうに、ほかのそういうふうな委員会とかがあったときに、ちょっとその辺の確認だけですわ。

【竹井委員長】 ですから、多分必要性があって特別委員会でやろうと、正式にやろうということがあれば、そのとき設置をすれば特別委員会になるということですね。今の段階では正式には設置されていない、議決していませんので。もし何かトラブルがあって、いやもう本格的に特別委員会でやれとなると、きちっと本会議で議員を指名してやれますので、今のところ任意に分類されているというふうに理解しておいてください。

水野議長。

【水野議長】 政治倫理要綱というのが今あるんですけども、この基本条例をつくる
ときに、政治倫理条例をつくったらどうやという検討をさせていただいておる。そうなり
ますと、条例でありますから議会の議決になると。その条例の中で政治倫理委員会とい
うものが出てくるわけですね。そういう関係からいくと、この議会の運営なり、活動の原則
の中では、例えば情報公開とか、あるいはまた機能が十分果たされるというような意味で
この条文だと思っただけですね。一連のものは委員会、委員会と入っているんだけど、そ
ういう面で考えると、条例をつくると、本会議でそれを決めるということになりますと、正
式な委員会になってきますのでね、その時点でここへ追加するかどうかという。今とし
ては、今委員長が言われたように、言うたら議会の中の任意の政治倫理委員会であるとい
うような位置づけにはなっております。

【竹井委員長】 今水野議長のほうから条例制定後の委員会のあり方、どうするのか、
これは多分議運で常設で置くのか、何かあったときに委員会を設置するのか、今は常設で
任意で置いてありますけれども、従来はなかなか常設で置いてないんですね。何かあつ
たときに委員会を設置するというのが大体多いので、これはまた条例の施行に合わせて議
会運営委員会と議論をお願いして、伊藤委員がおっしゃった質問については、そこで何
らかの回答が出るというふうをお願いをしたいと思います。

よろしいですかね。ちょっと大分定義の整理なり、タイトルの整理をさせていただきました
が。

服部副委員長。

【服部副委員長】 公開と公表の問題で、たしか公表というのはみずから進んでやる
というようなことと違ったかな。公開は何か情報公開条例の手續にのっとってやる、公
表はみずからやるみたいな違いがあったと思うんですけど、ここを、公開と公表とい
うのを、この辺はどういうふうに考えられるのか。

【浦野事務局長】 法制の見解ですけども、会議のように公開をするということで、
会議を公表するということは言わないだろうということで、それだけの問題なんです
けれども。会議なんかは公開、全部。公表と公開の違いというんですか。

【竹井委員長】 服部副委員長。

【服部副委員長】 これは、あくまでも帳簿類を公表するということやで、会議では
ないですね。それを、その情報公開の手續を経なくても、我々がもう市民から求められ
なくてもホームページ上にぼーんとオープンにするというような意味で公表というふうな書
き

方をしたと思うんやわ。だから、それが、公開にすると変わってきやへんやろうかなと思うんです。要するに、市民から言われなくても求められなくても、みずから進んでやりますよと、そういう意味で公表としたという多分議論の経緯やと思うんです、たしか。

【竹井委員長】 今服部副委員長からちょっと指摘がありました政務調査費の公表というのは、より積極的にこちらが出すんだという姿勢と、求められて公開するのかという部分の議論を確かにそんな記憶も若干ありますが、何か我々の姿勢を示すうえで公表という言葉が使えるのであれば公表でいきたいと思います。一度、法制のほうと確認をとらせていただいて、公開よりも公表のほうの方がより積極的ではないのかという御意見ですので、確認をさせていただきます。ちょっと今すぐは無理なので、それによって、公表でも特段問題がないということであれば、公表のほうでやらせていただこうというふうに思います。ちょっと時間は20日までお待ちいただきたいと思います。

あと、よろしいですか。ちょっと変更をかけましたので、わかりにくい面とか。特に前文の誓いというのもよかったんですけど、やはり文章上は少しつながりが悪いという、主語と述語の関係だと思う。よその市もきのうチェックをしたんですけど、一たん文章を終わって置いて、これを実現することを誓いというふうな表現もあったんですけど、取り組まなければならないというのがその上にあって、また以上のような使命を達成するため取り組まなくてはならない、2つこの言葉が重なるというのも何かちょっとなじまないなということで、ここは表明すると書いてあるので、このことを誓い我々は表明すると。誓いという言葉は非常にいい言葉なんですけど、逐条解説が何かに逆にほうり込もうかということにさせていただきました。これは法制が考える流れだと思いますので、そこは専門家の意見を尊重したということですので、ぜひ誓いが取れましたけれども、意志は変わりませんので御理解をお願いしたい。

第4章、議会と市長の関係の10条、11条、市長の提案説明、議決事件、これについての企画総務と正副委員長との打ち合わせ会議は12日に持たせていただきました。市長のいろんなお考えもあるみたいですが、特別委員会として市長とは交渉できませんので、最終的には議長のほうにお任せをしております。私が市長としゃべるわけには、これ、立場上できませんので、理事者側、市長を含めた理事者側のお考えを今まとめておいてほしいというふうなことを依頼しておきました。ちょっとまだ結論はきょうは上がってきておりませんが、その辺も若干また20日までに加味する内容になるかもしれませんが、そういう調整をしているということは御理解を願いたいと思います。

水野議長。

【水野議長】 議長に市長と話してほしいということですが、この10条の市長の提案説明の中で、市長が提案する重要な政策というのはどんな程度だろうね。皆さん、ちょっと聞いておくと参考になると思いますので。

【竹井委員長】 実はこの件も調整会議というか、正副との調整の中で出ていまして、こちら側からある程度整理をして提案はしたいというふうには申し述べました。

ただ、私もちょっと勉強不足だったんですが、制度はちょっと外して、政策と施策それに事業と。行政サイドは、政策があり、そこから施策が生まれ、予算がつき、事業と。その3つの流れを説明していただきました。我々はどうしても感覚的に予算がついた事業というイメージを持っていたかなという若干反省がありまして、話をした中では、施策評価、政策評価を今後行政サイドもやると。今事業評価をやっておりますけれども、ですから政策というもののその議論の場が一切ないわけですね、今。基本構想しか議論する場がないわけですので、政策を議論する場がないと。勢い我々は予算のついた事業だけを議論しておると。ですから、その辺も含めて、やっぱり今後行政のほうも変えてもらわな困るということで、やっぱり政策のつくり込みなり、政策の議論の場というものをどういうふうに関後確保していくのか、これがある意味基本計画の議決範囲にもなるかと思うんですけど、例えば老人計画があった、教育計画があった、できたものだけ1冊いただいて個別で議論をするという、そういう手続論もやはりもっと逆に考えてほしいということは言っておきました。ですから、事業評価じゃなくて、政策評価をあと2年後ぐらいをめどに何とかやりたいということをおられましたので、じゃ、政策評価ができれば、それを予算なり決算の中で議論をして、その中で重要政策というものが見えてくると。ですから、コストのほうも、私も若干勘違いしていたのは、例えば子育て支援という大きな政策があると、そうすると、そこに何本もの施策や事業が生まれると、そのときに初めてどれぐらいのコストがかかるんだという、そんな意味でこの部分とはとらえるべきではないかなと。ただ、その手続が全く行政から我々のところにされていないと、今は。一番末端の個別の事業だけを予算書によって来ているので、やっぱり行政と我々のところの議論も、そういう議論もできる場をどう確保していくのかという、逆にその場の確保がないんです、今ね。予算で出てこない限りはできません。議決は構想しかありません。よく頑張っても5年に一遍の基本計画になると。それによって、事業はどんどん打ってこられると。ですから、議会も、これ、議会運営の話になりますけど、重要政策の議論と同時に重要政策を議論する場

をどう確保するんだという議論も、合わせて何か議運のほうにはお願いをせなあかんのかなという印象は持ちました。

ですから、我々がふっと思ふ重要施策じゃなくて、政策という議論を私たち自身が過去やらされていなかったということだというふうに気づきましたので。ただ確認しました、政策になったものはみんな事業化するのかと聞きましたら、全部事業化するというので、理念だけの政策はないと、あくまでも政策によって事業は打たれるというふうなことを言っておりましたので、我々は一番根っこの議論ばかりしてしまっていて、頭の議論をしていないと、させられていないというふうなことにようやく気づきましたので、これはまた議長のほうにお願いしながら、また議運と調整をしてこの条例制定に向けて、ただ政策の議論をする場がないんです、残念ながら。

水野議長。

【水野議長】 言われることはよくわかります。それでね、重要な政策について、市長に説明、こうこの経過あるいは検討結果を説明しなさいということで、2項には予算審議というのはそういうものに準じてということになっておるから、だから今言われたように予算審議というものが中心になって、それは事業主体なんだと。ある事業だと。もとの政策論議がなされていない。だから、今後の運営として、議会としての運営として、市長提案がされる場合に、この重要な政策というのは議会から求めていくのか、あるいは、ここは説明しなきゃだめよと、そして予算がつくのよというもとの施策あるいは政策というものを議会として求めていくという意味だと思っているんだけど。だからそれは行政側とのすり合わせが要るわけですか、ある意味ではね。ここまでやりましょうか。こっちは、ここまで説明しなさいというようなことは、大体ほわっとした格好で、今計画と言われたけど、例えば、後の11条との無関係ではないんだけど、5年以上の計画とか、例えば随分ありますわ、福祉計画とか障がい者とか児童の子育てとか、いろんなものがある。そういうものをもとにして予算は立てておることは間違いはないんですね。それを、1冊のものを全部論議するんじゃなくて、やっぱりそれをつくった目的なり、あるいはどういう姿を持っていくんだと、あるべき姿はどうなんだというようなことはやっぱり前の段階であっていいと思うので、まさにそういう意味でここで書かれておると僕は解釈するんだけど、そういう意味でいいんですかね。

【竹井委員長】 はい。ですから、調整会議の中で徐々にわかってきたというのは、政策をする議論の場は全くないわけですよ。重要な政策と我々うたい込んでしまった。です

から、その場をどうつくり上げていくかということと、何をもって重要な政策とするか、議長がおっしゃるように10年以上の例えば計画みたいなものはすべて議論をする場に持ってこようと。ただし、それは本会議でもできない、委員会でも極端にしづらい、だから何かそういう1つの政策を議論する場というものが何か必要です、今後は。そこに議員間討論があったりとか、何か流れはそういうふうな場の設置も含めて、どうも考えていかないと、みんな勝手につくれる計画ですのでね、行政サイドは。できたものの議論をするわけですので、その部分がちょっと議会運営上可能なかどうかとか、市長がそのことをオーケーするかどうかとか、そこも1つ場の持ち方と、どういうものを重要政策にするのかという、何か2本立てでどうも議論を今後していただかないと、政策がわかっても議論する場がないわけですので、今。11条で追加しても基本計画だけですからね、これ。あとは何もありませんので、議決は。ですから、その本会議と間をつくる場みたいなものが、それが例えば全員協議会なのか、何とか委員会なのかという、重要政策審議会なのかわからないですけど、何かそういうものも議会としては提案をしながら、場の設置をひとつ考えていくほうが、委員会でよければ委員会の中でやればいい話ですので、所管する委員会でやるのか、ちょっとそこは何か今後の課題になったなという感じはしております。だから、2項のほうに予算及び決算と書いてあるんですよね。何か2のことだけが頭にどうも走ってました。1のほうが非常に重要だというふうなことを、この前の会議では気づきましたので、もうちょっとこれは全員で、議運になろうかと思いますが、議論をお願いします。

【水野議長】 言われることはよくわかるので、例えば11条に5年以上の諸計画なんていうのも入れたら、そこでは論議ができるんですな。ところが、それは入らんからね、入らんって、5年以上なんていうのは物すごく二十幾つもあると思うんですよね、いろんな計画で。それを本会議で云々ということにならないと思うので、だから、さっき言われるように予算の前の段階で、そういう、何でもかこういうことをするんやと、大きな目的、目標は何なんだと、その枝葉としてこういう事業があるという観点でとらえると、やっぱり委員長が言われるように、そういうことが必要だと思うので、だから別途ね、ここでは議員の対話とかそういうような表現が随分あるわけで、今まで議員の対話というのは少ないわけですから、やっぱりそういう場をつくっていくと。その中で議員間討議も含めて、あるいはまた執行機関との対話とかね、そういうものも進めながら、それを理解し、そして予算審議に入っていくというようなものがないと、さっきのこの目標が、これをつ

くる目標というのはなかなか見出せないと思うので、そういう方向で。だから、今までの話では、全協の中で懇談会をやるうとか、そういうような方向でも論議をさせていただいておるんやけれども、そういうふうには理解していいわけやな。

【竹井委員長】 あくまでも政策は政策、お金がつく予算は2のほうで押さえる。ですから、そこがこの前の会議で彼らはそういう整理をしていましたので、だから施策まではいかなくても、政策の議論の場をどう確保するのかという問題、それを、じゃ、行政サイドが受けてくれるのかという問題、どの場でやるんだという問題、ちょっといろいろこれ、重要政策の定義をつくっても、どの場でそれを説明したり議論するんだという、ここがもう一個要るなという感覚です。それは行政サイドに訴えておきましたけど、それはどうも改めてそういう場面というものを考えていかないと、それで2の項で予算、決算ということで、改めて予算審査、決算審査というのが相互的にこのお金に関してやれるという、この2本立てになっているという流れというふうには理解すべきじゃないかなという感じを持った。

服部副委員長。

【服部副委員長】 私もその会議に参加して、行政側はとにかく議員によって、例えばある事業を重要な政策やと、なのに、なぜこれだけの資料を出さんのやと、基本条例に書いてあるやないかということが出てきたりとかいうことで、その重要な政策についての理解がばらばらであるということになると、行政側としては一体どういうものを、この言われておる7項目を出さないとかあかんのかというのが、やっぱり戸惑うと言うんやね。

だから議会のほうであらかじめ重要な政策とは、基本的にこういうものやというものをきちっと持つと。それによって、出す出さんを行政側は考えるというふうにしないと、重要な政策とだけうたってあると、議員によって、これは重要やないかということそれぞれが言い出すと、全部重要な政策になってしまうこともあるわけやで、そうすると、もう行政としては対応の仕様がないう問題もあるので、やっぱりそこは我々としても重要な政策とはこういうものですよという、議会側が求めるわけやから議会の側でやっぱりきちっとそれをうたっておく、あらかじめつくっておくというのか、そういうものについてはこの7項目についてきちっと資料を出しなさいよという求め方をする必要あるのかなというのが1つ。

それから、もう一つは、その事業と、委員長が言ったように政策、施策との関係で、ちょっと議論して気づいたのは、例えば3月議会でタクシー乗車券の問題が出た。タクシー

乗車券の問題が出ていろいろ議論していく中で、結局何もかも全部タクシー乗車券で解消しようとする、例えば高齢者の外へ出ることすべてをタクシー乗車券で何とかしようとする、と無理が起こってくる。やっぱりほかの施策と合わせて、どうその高齢者が元気に出歩いて生き生きと暮らせるかというような大きな施策の中の1つとしてタクシー乗車券があり、バスがありというふうな、そういう位置づけになってくるのに、その事業だけを議論しておると、ついついそれが多或少ないだけで終わってしまう。そうやなくして、全体の施策として、高齢者が出歩く、元気に暮らせる、そういう施策として何が必要であり、その中でタクシー乗車券はどんな位置づけを占めるのかとかね、そんな議論がなかなかできていないというのか、どうしてもついついその出てきた事業について、突っ込んで議論しておる、こんな声が出ておるがどうするのやというようなね。そうやなくして、もっと大きく高齢者全体の生活をどうするのやというところでの議論というのが、なかなかできていないというのは、委員長が言われたみたいに、今まで我々そういうあんまり経験を積んでいないというのか、ついつい事業についてだけやってしまう。もっと広く全体の施策の中での1つの事業として考えるというのがなかなかできていない。やっぱり、それはそういう場もないし、そんな訓練もしていないという、そういう意味ではこれはよい機会になるんやないかなというふうに感じました。

【竹井委員長】 どうぞ、議長。

【水野議長】 同じようなことですがけれども、この重要な施策というのは、よその議会でも、僕らも視察に行き参考になるなと思ったのは、年度当初予算で出てきたものの中で、幾つか議会がピックアップして、例えば今回簡単なものでも芝生事業とかありますやん、そういうものを抜いてきて、これを重点に論議しようじゃないかというような議会がありましたね。そうなってくると、その事業をするもとなる施策あるいは政策というものの考え方があるはずですから、そういう整理の仕方をしていかないと、ただ一般的にこれよこれよということじゃなくて、そういうようなやり方になってくるんやないかと思います。私はそういうやり方のほうがわかりやすいと思う。だから、そのピックアップをどうするか、それから、それをどこで決めるのかとか、幾つか例えば20出てきたものを15に絞るとか10に絞る場合にどこが絞るのやとか、いろんな手続論が出てくると思うので、だからそこら辺を含めて、今後の運営というのは考えていかんのやないか。だから、あくまでも今服部副委員長が言われたように、議会が求めるんだと、議会がね。そこに書いてあるとおり、議会がこれについては背景なり、施策の考え方なりと言うて、それによって事業

が出てくるんだというような説明を求めていくという、求めるのはどういうふうにするのかという、また次の問題になると思いますけど。

【竹井委員長】　ですから、その会議でもやっぱりもめるといふか、議員がおっしゃる、いや違うよ、議会がと条例には書いてあると。だから、個々の議員が何を言っても関係ないんだと、申しわけないけど。やっぱり議会として、例えば委員会としてでもいいですよ、議会の代行が委員会であれば、そこで意思統一したものを求めていくというのが我々の考え方だと。多分これであと議員の方から異論が出るかもしれませんが、やっぱり条例上はあくまでも議会が市長に求めていくのであって、個々の議員が求めるものではない。だから、そこは交通整理を議会側も今後やる必要があるが、委員長であり議長であり議運であるかわからないですけど、そういうルールづくりも、議長がおっしゃるようにどうやって進めていくのかと。あくまでも個々の議員とはどこも書いてないですね。議会が重要な政策について市長に求めるわけですので、やっぱり意思統一の仕方とか、その意見をどう求めるんだとか、どういう場でやるのか、やっぱりそっち側の議論も我々も熱心にこれから詰めていって、それで初めて重要な政策とのセットができるという、ちょっと2時間ぐらいの会議でしたけど、ようやくこういう像としては見え出してきて、ただ彼らの課題としては政策を我々に投げてこないという、議決がありませんから投げる必要はないわけですね、政策はね。そこを我々がどうピックアップして、これが重要な政策だから議論したいという場面をどうつくるのか。やっぱり我々がもし監視して気づかないと、予算だけで議論をするという従来パターンに陥ってしまうんじゃないかなと、ちょっとこう、ようやくわかってきたといふか、その構図が。

これは特別委員会の議論だけでは済まないで、また正副委員長会議とか今やっていたいでありますので、そういうところも含めて各委員会でピックアップしてもいいわけですので、議長がおっしゃるように、簡単なところからまず進めていくと。新規事業なんか特にチェックが要りますわね、これからはね。子供の医療費なんかほんと提案されただけで、委員会でマル・バツですけど本当に子供に、どなたがおっしゃいましたがいろんな子供の施策があるじゃないかということがあって、それに子ども手当が入ってくると。じゃ、本当に子供に対する政策って何なんだという議論は、教育も福祉も騒音もみんな絡んでるんです、これね。その議論は我々にはさせられないような仕組みを今つくられていると。そこを打破するにはやっぱりこの条例によって委員会を飛び越すような議論になってくるかもしれません。議員間討論というのがありますので、それは今後時間をかけて、何か整

理をしていかないかん内容になってきたなというふうに考えております。

前田稔委員。

【前田稔委員】 この件で、その提案説明というのは、タイミングがちょっとよくわからないんですけども、本会議で提案、案が上程されてからの、それからこの議会側がピックアップして、それでそのもっと詳しく説明をせよというふうに求めていくのか、タイミングが。市長がこういうことをやりたいという思いがあるんやけれども、議会と1回相談したいなというふうな形で、市長側から来る場合もあるかもしれませんが、その辺のタイミングというのがよくわからない。本会議が始まってしまうと、もう委員会とか各日程が決まってきますよね。その中でまた議会側が、じゃ、これについて特別にやりたいというふうにやったときに、その議会運営委員会でまたその日程を組んでいかないといけないと思うんですよね。だから議会上、その期間とかいろいろ問題になってくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺をどういうふうに考えているのか。

【竹井委員長】 そこはさっき言っている政策と施策と事業と彼らは言うわけですよ。私たちは事業しか議論していない、要するに予算書です。ところが、彼らは政策と言うわけですよ。政策があるんだと、そうですね、第1次総合計画の何々施策というのが。それによって施策を打って行って、それから派生して事業が生まれる。言ったのは、政策の議論って、僕らにさせてくれているのかなと聞いている。

前田委員がおっしゃるのは、だからこういう政策をやりたいというときには、予算をつける前ですよ。だからコストが要るんです。初めだから。やる前に、じゃ、どれくらいお金がかかるのやなど、じゃ、例えばこれに3億、これに3,000万、トータル5億要りますと。でも我々がいただく分は、その一個一個に何々事業としてヒブワクチンが幾らだとか、何とか注射が何ぼだという細かいところが出るだけ。だから、タイミングというのは予算とは違うタイミングと私は思います。これがやりたいと思うときに我々も議論をしていくと。実際、また事業がついたときに、さらにまた深い議論をすると。

今はゼロなんですよね、政策というのは。聞くと、老人福祉計画だとか何とか計画によってこの事業を組みましたとおっしゃるから、もう遅いわけですね、そのタイミングでは。だから、私の個人的な感想は、事業になる前にどうつかまえ、例えば向こうから提案をさせて相当重要なやつは、そこにこういうコスト計算、要するにどれだけのコストが将来かかるんだと。そうしないと単発の議論ばかり、私たちは今させられているわけです。だから、政策というのはそういうことなんだと、恥ずかしいけど、ようやくわかってきたの

で、これはやっぱり議会側が強い意志を持って対応するという、そういうスタイルに変えていきますよということをつくっていかなきゃだめじゃないかなと。なかなかそんな年に何本もはないと思いますけど。

とりあえずそこが1の項で、2の項で、今おっしゃったようなことは、また改めて議員提案前にもうちょっと資料を出せとかというのは2のほうに予算、決算ありますので、それはそれでまた1つの今事業評価とかついていきますから、そこはもっと精度を高めてくれという話はしておきましたけど、やっぱり政策と議論というものが、どう我々も進めていけばいいのかというのは、やらされていないということですね、全く。だから、この条例ができることによって、それを求めていかないかんとすることを思います、私たちが。市長が受けるかどうかですよね。嫌だったら、けんかになるだけ。要するにそういうことが、これから始まるんだろうというふうによやく気づきました。

前田委員。

【前田稔委員】 それを議会側がどうやってキャッチをするか。そこが難しいと思うんだよね。

【竹井委員長】 済みません、私だけ言って。2人で対応しまして。

だから、やっぱり計画ができるときだと思いますよね。予算書に、何々計画策定事業とかと載ったときの、成果物ができるまでの議論だと私は思います。何々計画、今も子育ての次世代育成か、つくっているじゃないですか。それをもちまして、次の政策はとおっしゃるんですよね、答弁は。それって、だれも議論していないんですよね。成果物だけいただいて、こんなことするのかと、個別のことばかりやる。そうじゃなくて、その持つ価値や意味というものの議論をする場所がないわけです、今は。それをどうつくるかがまず先だなって。それは市長がうんと言わないとできないんですよね。だから、この条例が求める意欲がこれだというふうに、やっぱり我々としてはオーケーをいただくまで何遍でも交渉していくというか、まずは次世代育成なんかはいい材料ですよ。それがとりあえず教育民生委員会でどんどんやっていただこうと、協議会か何かで。その場はちょっと私もまだイメージできていないです。これは皆さんと一緒に議論を重ねていけばいいんじゃないかなというふうに感じました。その会議で初めて感じました。よくわかったというか。

服部副委員長。

【服部副委員長】 そうやで、議長が言われたように、例えば10年以上の計画という

のを重要な政策やというふうに議会は位置づけておるのやというふうに例えば行政側に提示しておいたら、10年以上の計画をあれする場合には当然事前にこういう場を持つということになるので、そこらあたりを議会として重要な政策というのはこういうものを言うのやということをおろかじめ行政側に提示するという、そのことによって、それに基づいて行政側はそこに当てはまるものは前もって、そういう委員長が今言われたような場を設定してやるというような流れになってくるんやと。

だから、まずこちら側がやっぱりその重要な政策、こういうものはこういう7項目をちゃんと出ささいよという、そういうものをどれとどれというようなことが行政側にわかるような定義づけをして行政側に示すということになったら、それに基づいてその中に載っているものをする場合は必ずこれを出してくるし、それに反したらこれに反することになるので、そんな形で進めていったらいいのかなと。

【竹井委員長】 ですから、まず、構想がありまして、計画を今1個入れまして、とりあえず2つが議決案の中に入らないかなというふう。ただこれは5年とか10年ですので、それ以外に個々にいっぱいできてくる、お手元にも一度出しましたけど、そういうものも含めて一度議員全員でそれは考えながら提出をして、それに対する場をどうつくるのかということもあわせて議論していく。これはちょっと条例ができた後、早急に議論を進めていただかなければならない。ただ受けるか受けないかは、市長さんの判断。私たちの姿勢は打ち出してもいいんじゃないかなという。ですから、政策、施策、事業と初めて彼らはそういう切り分けをしていて、政策についてはほとんど議論はされていなかったということに気づいてきたところが、重要な政策にこれを出せと我々は求めますので、やっぱりそのことを我々も理解する必要があるかなと。それと議員ではなくて議会だという、個人で出せとか出すんじゃないなくて、議会の意思として出してくれという手続も要ると。この辺が、この条例によって議会活動も大分変わってくるんじゃないのかなということに、この前の会議でようやく気づいてきて、十何年議員をやっておってもなかなかそういう場面がなかったんで、またこれは時間をかけながらやらせていただこうと。すぐにあわててやる必要はなく、じっくり熟成していけば。またよその例なんかも一遍確認はしてみます。これはあんまり気にせずにもおったんですけど、相当重要なところだなとようやく気づいてきましたので。

ちょっと各市、基本条例をつくっているところの状況も一度確認はさせていただこうと。これから懸案として調査をさせますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

ちょっと5分だけ休憩をいたします。

(休 憩)

【竹井委員長】 会議を再開させていただきます。

ちょっとまだ20分ぐらい時間がありますので、一応、きょう法制のほうから調整をした内容についてが一番新しい、きのうの夕方段階のデータで、4月20日の全員協議会に向けての資料の作成を事務局のほうにずっと依頼をして、ここ1週間ぐらい、つくってききましたので、簡単にこんな形で全員協議会に対して説明をしたいというもの、お手元に条例だけは行っているそうですので、少し流れだけ説明して、説明文章はまだできておりませんので、ちょっとプロジェクターを見ながらお話をさせていただきます。

一応表題は、議会基本条例の制定に向けてということで、次、一応なぜこういうものが必要かという前段が要るかなということで、日経グローバルに分権時代の議会改革という連載のものがありましたので、そこから私のほうでぐっと圧縮して、ちょっとこんなところかなというものをつくらせてもらいました。

まず、ここにある分権改革推進会議の勧告と、その中では議会が重視されているということで、一番下のほうに、開かれた議会、討論する議会、周知を集める議会、行動する議会、こういうものの改革がうたわれていると。だから、公開、討論は議員間討論、周知というのはある意味施策ですので、市民との対話であったり行動する、これもある意味市民と対話、こんなところを求められていますので、条例としてはうたい込んであると。

次に、ここは二元代表制ということで、我々が目指している前文にある内容になってきますが、首長と議員は別個に選挙をされて、ここは議員というよりも議会、議会という議事機関と首長という執行機関、ここでは独任制のと前文はうたっておりますが、執行機関と議事機関がそれぞれの代表として二元代表制をとっているんだという。首長は執行機関、議会は議事機関、それぞれ住民の代表なんだという、対等なんだという、ここが首長さんとしては認められないという人もいらっしゃるわけですが、三重県はこれでやりました。我々もこれでいきたいと考えております。ちょっと黒字のところにいる悪口というか、明治以来我々議員というのは首長の補完、追認ということであったが、これからは政策の企画立案を果たすことで、住民にとって頼りがいのある存在にならなければならないというふうなことが書いてありました。

次、そこで、今度は28次地方制度調査会がいろいろ答申があって、まだまだ私たちは民意の反映が弱いというふうな指摘もあって、こんな中で18年に栗山町がまず議会基本

条例をつくったと。年末には、三重県議会が、初めて都道府県ではつくったと。ここから後がすごく重要だと思いますけど、議員の意識と行動を統制してきた非公式な前例、先例、申し合わせというところから、運営ルールを成文化する、要するに条例をつくることによって成文化しますから、これはすべて公表になるということです。それによって、市民に議会の存在意義を理解してもらおうということだというふうな、だから、こういうものがようやく始まってきた。さらに、最高規範としてこれは位置づけられるんだという。ですから、一番重要なのはやっぱり申し合わせとか先例によって、ある意味先輩議員から言われながらはいはいと言っていた議会運営というものがルール化することによって、すべて市民にさらされますので、この市民の目線で我々がチェックを受けてくるということで、非常にこれは大きく変わっていくのだろうと。多分ここが古い、特に長年議員をやってきた議員にとっては非常に許しがたいというか、僕がルールだという人もいらっしゃいますから、そこをあえて議会ルールをつくる、そのことが議会基本条例ではないかということに書いてあります。

次、あと、これは18の自治法改正の中で、前もたしか資料を渡してあると思いますが、まず議員同士の議論、これがいわゆる自由討議ですけれども、ここに書いてあるのは、討論をする上で、本会議場で例えば議員が議論をするときに、従来本会議があるときは全部執行部が出なきゃいけないというふうに認識をしていた、私たちも多分そういうふうに思っていました。でも実際は、議会の審議に必要なときだけ、長は来ればいいんだということです。あんなに要らんという、役所の人は要りませんよという議論をするときは、執行部がなく我々だけで議論ができる、要するにそこが自由討議としての場が確保されてきたんだと。だから、従来我々が発想している何か本会議は絶対いつも執行部がいなきゃいけないという発想はもうやめてくださいと。自分たちだけでやればいいんだということが、ここに1つ書いてあります。

次、あと政策形成機能というものです。これも求めなさい。これは我々の条例にも書いてありますし、特に委員会の議員提出権、そのためには専門的知見の活用、それから議会の議決権の拡大を指摘したということ、これも今基本計画まではやろうとしております。ですから、そういうことで、我々の政策機能の充実強化というものも非常に重要視をされてきておる。これで終わりですね。そんなことで、少し議会の改革の流れというものが、出始めてきた。

これが、次に、16年以降の議会改革の経過ということで、ケーブルが入ってからの経

過について書かせていただきました。

あとあり方の検討経過ということで、もう当然皆さん御存じですが、まず、この緑の部分は平成20年3月第1回目から21年5月まで、1つの流れです。勉強会とそれからアンケートをしていただきまして、問題点、課題点の洗い出し、それからあと議会協議上の骨子みたいなものを事務局につくらせる、それから、一番懸案というか難題であった会派の議論、それから定数の議論というものをここでさせていただきました。それで約1年2カ月ぐらいかかったと。

次、13回の21年6月から今お手元にあります先進自治体の基本条例をもとに条文をつくって検討に入ったということで、特に前段議論、それから総則、会派、広報広聴、この辺を特に重視しましたので、随分ここに時間が半年ぐらいかかって、あと12月ぐらいから一気にこういうものを片づけて、それからあと23回まで入れさせてもらいますので、23回目で最終的な原案にたどり着いたということです。ですから、約2年かかったということを、ほかの議員の方にもお知らせしたと。

次に、ここからはお手元の条例がずっと。

総則、見方としては、水色が条例になっておりまして、逐条解説いただきましたので、同じものを使って紫のところ解説、さらに黄色のところ補足するいろんな用語解説みたいなものをここに入れさせていただきました。これによって、お手元のほうに逐条解説をこういう形で整理をしてつくらせていただきました。

あと事務スケジュールというの、あわせて今お手元のほうにあると思います。前に御説明をしました、今議長のほうに御足労をかけております条例をつくるまでにやっていたきたいことをAランク、それからBというのは施行時までに体制を整備したいものをBにしてあります。それから、施行以降で整理するものがCということで、一応島分けをつくって、優先順位をつくらせていただきました、各条ごとに。こんな格好で今ランク分けをして各関連する委員会等で今御議論を願おうとしております。

それから、最後に、これはこの前の先生がおっしゃっていたものですが、要は項目とスケジュールということで、これもお手元のほうに今配っております。ちょっと大まかなものをつくってもらいました。20日の全協でほぼ上程してもいいというオーケーをいただきましたら、4月30日から5月31日までパブリックコメントの手続に入りたいというふうに考えております。

それと並行しまして、5月中に関連する4団体、まずまちづくり条例の会がまだ、以前

私たちのほうに御説明に来ていただきましたので、そのメンバーに対しては改めてこちらからこんなものができましたということでやりたいと思っています。それから住民ということで自治会連合会、それから商工業関係で会議所、それから労働関係で、多分これ連合亀山地協と思いますが、その4団体にお声がけをして、この説明をやりたいというふうに考え、御意見をちょうだいしたい、パブリックコメント以外で説明と意見をちょうだいしたいと。これの日程も相当タイトでして、ほとんど何かあれこれ管内視察とかさまざま入っております、現実にはやれるのが17日以降で何日間かというところですので、20日でオーケーいただきましたら、早速各団体との調整に入りたいと考えております。

それと、すべて平日かというところもいかな可能性もありますので、夜の利用ということも一部考えたいというふうに考えています。ですから6時から8時とか、そういうことも考えたい。それから、出席メンバーも、今もちょっと副委員長と話をしておったんですが、できれば全員、せっかく2年間一生懸命御議論いただきましたので、全メンバーで対応できればそれが一番いいのかなというふうに今考え、これもまた皆さんの御意見もちょうだいしよう。それを何とか5月中に片づけて、パブリックコメントの整理も要りますので、その辺も全部整理をかけて、6月の最終日に上程をしたいというふうに考えております。上程後周知期間2カ月とって、9月1日から施行というふうな今流れを考えております。

こんな感じで、全員協議会終了後に、この場所で議員の皆様には御説明をしようというふうに考えております。ただ、事前に今各会派でも勉強会等していただいておりますので、さっきの条例のところを全部説明する必要があるのかどうかというのものもあるんですけど、簡単にこういうことですぐらいいは、間に合えばつくろうかなと。なければその場面でピックアップしながらやらせてもらおうかなというふうに考えております。

こんな内容を今考えております。

今、お手元の条例についても若干まだ修正が加わりますので、20日に正しいものを全部お配りさせていただきます。スケジュールとかこれは変わりませんので、これはお持ちになってもいいと思います。ですから、あと20日が過ぎないとちょっとこちら動きがとれないと、20日で全員協議会で上程に対するオーケーをいただかないと動けないので、それがオーケーをいただきましたら、さっきの委員会の開催だとかそういうものはまた個別に御予定等お伺いして、向こうの予定が優先されてきますので、最低正副の委員長と向こう様の日程は合わせながらというふうになりますので、どれだけ早くても5月17日以

降しかもう日程が取れませんので、17日以降で早急に調整をかけさせていただきます。
また、その旨御連絡のほうは差し上げますので、また日程等についてはよろしくお願いを
したいと思います。

岡本委員、どうぞ。

【岡本委員】 パブリックコメントの実施は5月31日で打ち切るんやけど、このピン
クが6月末までずれ込んでおるけど、これ何かずると何かあるんですかね、打ち切っ
てから。ただの間違いかな。

【竹井委員長】 パブリックコメント、1カ月というふうになっておりますので、5月
31日で終わらせていただきます。ただ、下の意見の整理とかありますね、その1個下で
すかね、意見の整理、それから、このところがちょっと若干、いただいたもし御意見が
来ると、それに対する回答というんですかね、そういうのを全部整理が要りますので、そ
れが10日ぐらいまでという。上は31日で終わります。多分、間違いですね。パブリッ
クコメントは31日で終わります。その後10日までにいただいた御意見の調整をして、
公表するということになっております。ちょっとそういうふうに見てください。

大体今の流れで説明をかけたいというふうに思っておりますので、1時間ぐらいかかる
と思います。全協が終わってこの場所で、今のパワーポイントでやらさせていただきますの
で、またぜひ会派の皆様にも事前にまた説明等、御理解のほうまたお願いしたいというふ
うに思います。

よろしいですかね、説明の内容、あんな形、全資料つけますので。きょうは、条例しか
ありませんけど、すべての資料、パワーポイントのやつはお渡しをしますので、お手元で
見ていただければわかるようにさせていただきます。

それでは、16日開催ということで、2週間程度で開催になりましたが、何とか条例案
の整理もつきそうですし、この内容をもって20日に改めて各議員の方に御説明したいと
いうふうに考えますので、またその節はよろしくお願いをしたいと思います。

それから、次回の日程が、ちょっと5月は難しいかなと。パブリックコメントとか団体
とかありますので、できれば6月の頭ぐらいをめどに、たしか6月7日が6月議会の開会
というふうに今のところ予定を聞いておりますので、それまでに1回パブリックコメント
の状況とか各団体との状況等ございますので、6月の1週目ぐらいをめどに開催をしたい
と考えておりますので、また御予定のほう空けておいていただければ非常にありがたいな
と。

6月1週目、1、2、3、4、この辺のところでちょっとまだあとの手続が20日を過ぎないと見えてこないものですから、一応第1週目で開催をさせていただこうと考えておりますので、ぜひまた御予定等ございましたら早目に事務局のほうに御連絡を願いたいというふうに思います。

全体を通して、もし何か御意見等ございましたらお受けをして、もうそろそろ12時になりますので、締めたいと思いますがよろしゅうございますかね、全体の流れとして。

では、20日に私のほうから説明をしますので、またいろいろ御支援のほうも賜りたいと思います。

ちょうど12時になりましたので、23回目のあり方委員会を閉じさせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

了